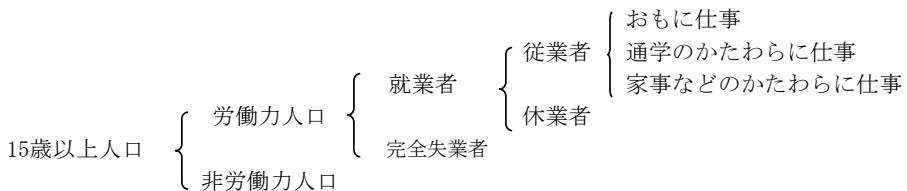


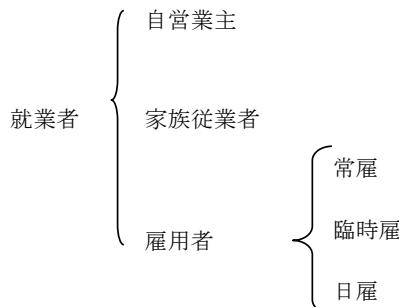
## 付録 用語の解説

＜就業状態＞ 15歳以上人口について、調査週間中（月末1週間）の活動状態に基づいて次のように区分している。



労働力人口	: 15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの
就業者	: 「従業者」と「休業者」を合わせたもの
従業者	: 調査週間中、収入を伴う仕事に1時間以上従事した者（家族従業者の場合は無給であっても「従業者」とする）
休業者	: 仕事を持ちながら、調査週間中、少しも仕事をしなかった者のうち ① 雇用者で、給料、賃金の支払いを受けている者又は受けている者 ② 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者
完全失業者	: 次の三つの条件を満たす者 ① 仕事がなくて調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない） ② 仕事があればすぐ就くことができる ③ 調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている者を含む）
非労働力人口	: 15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者
労働力人口比率	: 15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合
就業率	: 15歳以上人口に占める「就業者」の割合
完全失業率	: 「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

＜従業上の地位＞ 就業者について次のように区分している。



自営業主	: 個人経営の事業を営んでいる者
家族従業者	: 自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者
雇用者	: 会社、団体、官公庁、あるいは個人経営の事業体に雇われ、給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員
常雇	: 役員と一般常雇とを合わせたもの
臨時雇	: 1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者
日雇	: 日々又は1か月未満の契約で雇われている者

＜雇用形態＞ 会社・団体等の役員を除く雇用者について、次のように区分している。

正規の職員・従業員：勤め先で「正規の職員・従業員」と呼称されている者  
非正規の職員・従業員：上記を除く全ての雇用者

### ＜その他＞

本文及び統計表中の「非農林業」とは、「農業、林業」以外の産業をいう。